

# 広島県吹奏楽連盟規約

## 第一章 総 則

- 第 1 条 1. 本連盟は広島県吹奏楽連盟と称し、略称を「広島県吹連」とする。  
2. 本連盟の事務局を下記に置く。

〒730-0802 広島市中区本川町二丁目6-10 和田ビル302号

- 第 2 条 1. 本連盟は広島県内各部門別（小学校、中学校、高等学校、大学、職場、一般）吹奏楽連盟をもって組織する。  
2. 本連盟は社団法人全日本吹奏楽連盟の会員連盟で、毎年5月20日現在本連盟に加盟している団体は全日本吹奏楽連盟に登録される。  
3. 本連盟は必要に応じて地区支部をおくことができる。

## 第二章 目 的

- 第 3 条 1. 本連盟は吹奏楽の振興を促進し、芸術文化の発展に寄与することを目的とする。  
2. 本連盟は学校音楽教育の向上に努めることを目的とする。

## 第三章 事 業

- 第 4 条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 吹奏楽の振興に関する研究
2. コンクール等の開催
3. 吹奏楽祭、講習会、研究会等の開催
4. 指導者の育成に関する事業
5. 吹奏楽の楽器及び楽譜、図書、研究調査物の発刊及び研究
6. その他目的を達成するために必要な事業

## 第四章 役 員

- 第 5 条 本連盟には次の役員を置く。

1. 会長 1名 副会長 2名 理事長 1名 副理事長 3名以内  
理事 若干名 監査 2名 事務局長 1名
2. 上記役員の外に、各事業を円滑に実施するため部制を設け、各担当部長を置く。
3. その他理事会の推薦により本連盟では参与、相談役（名誉会長・名誉理事長）名誉会員並びに顧問を置くことができる。
4. 相談役（名誉会長・名誉理事長）は、理事会または理事長の諮問機関とする。

- 第 6 条 1. 会長・副会長は、各部門連盟の会長の互選によって定める。  
2. 理事長は、別に定める細則「理事長選出について」により定める。  
3. 副理事長・事務局長は、会長・副会長・理事長により選考し、理事会の承認を得て、会長が任命する。  
4. 各担当部長は会長・理事長・副理事長・事務局長により選考し、理事会の承認を得て、会長が任命する。  
5. 監査は理事会が推薦し、会長が委嘱する。  
6. 参与、相談役、名誉会員並びに顧問の推薦・委嘱については、施行細則により別に定める。

- 第 7 条 1. 会長は本連盟の公務的責任者として会務全般を統括する。  
2. 副会長は会長を補佐し、会務全般を統括する。  
3. 理事長は本連盟を代表し、実務的責任者として理事会を統括し会務を運営する。  
4. 副理事長は、理事長を補佐し、会務を運営する。  
5. 理事は本連盟の会務を運営する。  
6. 事務局長は理事長を補佐し会務運営の事務処理をする。  
7. 各担当事業部は、当該事業に関わる準備及び大会当日の実行業務を行う。  
8. 庶務管理部は、備品及び消耗品等の管理を行う。また、大会等におけるの厚生福利全般を受け持つ。その他各事業部に属さない事柄の処理にあたる。  
9. 監査は本連盟の財産及び業務執行の状況を監査する。

- 第 8 条 役員任期は二年とする。但し再任を妨げない。  
欠員により補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

#### 第五章 会 議

- 第 9 条 本連盟はすべてのことを理事会において決定する。  
第 10 条 理事会は年二回理事長が招集する。臨時理事会は会長又は理事の四分の一が要求した時これを招集する。  
第 11 条 理事会は次の事を審議決定する。  
1. 事業報告及び決算報告の承認  
2. 事業計画及び予算案の承認  
3. 役員改選  
4. 規約の決定及び変更  
5. その他必要な事項

- 第 12 条 臨時理事会は理事長又は理事の四分の一が請求した場合にこれを招集する。  
第 13 条 緊急を要する事項は理事長・副理事長・事務局長の三役によりこれを決定し理事会に報告する。  
第 14 条 理事会は三分の二以上の出席で成立し議決は出席者の過半数をもって決定する。

#### 第六章 会 計

- 第 15 条 本連盟の経費は連盟費、分担費、寄附金、事業収益金、その他をもってこれにあてる。  
第 16 条 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。  
第 17 条 1. 本連盟の会費・分担金・連盟費は次の通りとする。  
2. 1団体につき 1,600円  
[内訳] 全日本吹奏楽連盟費 500円  
中国吹奏楽連盟費 650円  
広島県吹奏楽連盟費 450円

- 第 18 条 その他本連盟の運営上必要な施行細則は別に定める。

## 附 則

この規約は昭和51年5月7日を以って効力を生ずる。

- 昭和57年5月6日 第2条、第3条、第5条、第7条、第14条、第16条の一部改訂を行なう。
- 昭和62年5月17日 第2条、第5条、第6条、第7条の一部改訂を行なう。
- 平成元年5月26日 第2条、第16条の一部改訂を行なう。
- 平成3年4月27日 第5条、第6条、第16条の一部改訂を行なう。
- 平成6年4月27日 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第16条の一部改訂を行なう。
- 平成9年5月2日 第7条の一部改訂を行なう。
- 平成9年11月14日 第6条の一部改訂を行なう。
- 平成10年5月1日 第1条、第5条の一部改訂を行なう。
- 平成17年4月28日 第1条、第2条、第5条、第6条、第7条、第8条、第13条、第17条の一部改訂を行なう。
- 平成18年4月28日 第17条の一部改訂を行なう。
- 平成24年4月28日 第1条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条の一部改訂を行う。
- 平成28年4月23日 第17条の一部改訂を行う。

# 理事長選出に関する細則

第6条2. により、理事長選出に関する細則を次のとおり定める。

1. 理事長は、任期満了前年度秋の理事会1ヶ月前までに、事務局長に「留任」または「退任」の意思表示をしなければならない。
2. 次期理事長に立候補を希望する者は、理事長任期満了前年度秋の理事会終了後30日以内に、その意思を定められた書式により2部門以上にわたる理事3名以上の推薦人をもって事務局に提出しなければならない。なお、立候補の有資格者は、立候補時点に於いて、本連盟の役員または広島県内各部門別（小学校、中学校、高等学校、大学、職場、一般）吹奏楽連盟の役員でなければならない。
3. 事務局は、現理事長の留任の意思があり、且つ、他より立候補の届け出を受けた場合、会長・副会長・及び理事長・副理事長・事務局長の三役（ただし、留任の意思表示のある理事長及び、立候補を届け出た者を除く）並びに、各部門の代表理事1名により理事長選考委員会を構成し、理事長候補の選考にあたる。選考が困難な場合は、理事会に諮り、出席者全員の無記名投票により選出する。  
但し、投票の結果、いずれも過半数以上の支持が得られない場合は、上位2名により再投票により定める。
4. 任期途中理事長が辞意を表明した場合、または、理事長に不測の事態が生じた場合は、速やかに、上記2項、3項に準じて理事長の選出を行う。

## 参与、相談役、名誉会員並びに顧問の推薦・委嘱に関する細則

広島県吹奏楽連盟規約第6条6.により参与、相談役（名誉会長・名誉理事長）、名誉会員並びに顧問の推薦・委嘱に関する細則を次の通り定める。

### I 名誉会員

- (1) 長年この連盟の役員として尽力され、退任された者。
- (2) 在任中の業績が顕著で、理事の4分の3以上が推薦した者。
- (3) 名誉会員は、辞退、又はこの連盟の名誉を傷つけ、又はこの連盟の目的に違反する行為がない限り、終身会員とする。
- (4) 名誉会員は、この連盟主催の大会及び事業などに参加することができる。
- (5) 名誉会員は、会長が委嘱する。

### II 相談役（名誉会長・名誉理事長）

- (1) この連盟の会長及び理事長として尽力され、退任された者。
- (2) 在任中の業績が顕著で、理事の4分の3以上が推薦した者。
- (3) 相談役の任期は、辞退、又はこの連盟の名誉を傷つけ、又はこの連盟の目的に違反する行為がない限り、次期名誉会長、又は次期名誉理事長の就任が決定するまでとする。
- (4) 相談役は、理事会及びこの連盟主催の大会及び事業などに出席し、理事長、又は理事会に意見を述べるができる。
- (5) 相談役は、理事長が委嘱する。

### III 参 与

- (1) 相談役を退任された者。
- (2) 参与は、辞退、又はこの連盟の名誉を傷つけ、又はこの連盟の目的に違反する行為がない限り、終身会員とする。
- (3) 参与は、この連盟主催の大会及び事業などに参加することができる。
- (4) 参与は、理事長が委嘱する。

### IV 顧 問

- (1) この連盟関係者以外で、県内の知識人、事業家、その他の学識経験者等より、会長及び理事長が推薦し、理事会で4分の3以上の承認が得られた者。
- (2) 顧問は、この連盟の組織・事業・運営等に関する事項について、必要に応じ会長及び理事長の相談を受ける。
- (3) 顧問の任期は、2年とし、再任は妨げない。
- (4) 顧問は、理事長が委嘱する。

### 付 則

この施行細則は、平成7年4月28日を以って効力を生じる。

# 会 計 細 則

広島県吹奏楽連盟規約第18条により役員の旅費・宿泊・日当に関する細則を次の通り定める。但し、全日吹連・中国吹連・その他より別途諸経費の支給がある場合には、これを勘案して理事長が支給額を定める。

## I 旅 費 規 定

(1) 次の場合に旅費を支給する。

- ① 全日本及び中国吹連より招集された会議に出席する場合。
- ② 県吹連より招集された理事会・事務局会・監査会に出席する場合。
- ③ その他理事長が、業務遂行のため必要と認めたもの。

(2) 支 出 基 準

- ① 県内外を問わず原則として公共交通機関を利用し、勤務先より会場までの旅費実費を支給する。
- ② 上記①について、時間的・経済的に新幹線・航空機またはその他の交通機関を利用する方がより適当であると理事長が判断した場合は、その旅費の実費を支給する。

## II 宿 泊 費 規 定

宿泊地の事情により、理事長が勘案して、一泊につき13,000円以内を支給する。

## III 日 当 規 定 (日当とは、出張先での移動費・食事代・通信費を含む雑費)

県外出張時および会議等の日当の支給は次表のとおりとする。但し宿泊費を支給する場合の夜間の12時間分については日当の対象外とする

4時間以内 (半日日当)	3,000円
6時間以内	4,000円
8時間以内 (全日日当)	5,000円

- ①各種大会においては、全日日当は一律 4,000円 (旅費込み)  
半日日当は一律 2,000円 (旅費込み) を支給する。
- ②上記以外での、会長・副会長・理事長・副理事長が本連盟の業務に従事した時には、旅費込み日当として、2,000円以上、4,000円以内支給する。

## IV 大会進行費

別紙、業務日報により支給する。

# 慶 弔 規 定

- 1) 会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長・理事の退職時には、下記の基準により感謝状および記念品料を贈る。但し、記念品料についてはその都度三役会によって決定する。

	役 職 名	任 務 実 績
1	会長・理事長	二期4年以上勤続した者
2	副理事長・副会長	三期6年以上勤続した者
3	事 務 局 長	四期8年以上勤続した者
4	理 事	五期10年以上勤続した者

- 2) 吹奏楽コンクール・小学校バンドフェスティバル・マーチングコンテスト・アンサンブルコンテストに於いて、三年連続全国大会に出場した場合、下記の基準により特別表彰として記念品料を贈る。

吹奏楽コンクール	小学校バンドフェスティバル	マーチングコンテスト	アンサンブルコンテスト
100,000円	100,000円	100,000円	50,000円

- 3) 現職役員が死亡した場合は、弔電・香典10,000円、花輪または生花をおくる。
- 4) 現職役員の配偶者・直系1親等（両親・子供）が死亡したときには、弔電・香典5,000円、花輪または生花をおくる。
- 5) 元役員が死亡したときは、弔電、花輪または生花をおくる。
- 6) 現加盟団体の代表者（小・中・高校においてはクラブ顧問）が死亡した場合は、弔電、花輪または生花をおくる。
- 7) 県外の案件については、県の規定に準じて理事長と事務局長で処理をし、事後の理事会で報告をする。

# ローリエットコンサート出演団体の推薦に関わる内規

平成24年度理事会提案

## 1) 趣 旨

当該年度において吹奏楽コンクール、マーチングコンテスト、小学校バンドフェスティバル、アンサンブルコンテストで、優秀な成績を修めた団体を県吹連が招聘し、その榮譽を称えるとともに、一般にその演奏、演技を披露するコンサート。

## 2) 選出基準

ローリエットコンサートには次の団体を出演団体とする。

① 当該年度の各大会において、中国大会から全国大会に推薦を受けた団体。

但し、全国大会への推薦を受ける団体がなかった場合は、中国大会で広島県代表として上位の成績を受賞した団体。

② 吹奏楽コンクール小編成の部で、中国大会において金賞を受賞した団体。

③ アンサンブルコンテストにおいて、前年度に全国大会に出演した団体。

但し、演奏は同一演奏形態によるものを原則とする。

④ 前年度、全国大会3年連続出場を達成した団体。

⑤ 同一団体が複数の選出基準を満たした場合、出演団体がその演奏形態を選択する。

⑥ 出演対象団体が辞退した場合は、これを除く。

## 3) 出演団体数と演奏会の時間

通常2時間程度の演奏会を原則とし、上記①～④に該当する出演団体数により各団体の演奏時間を決める。

4) この演奏会は「ローリエットコンサート」の趣旨を損なわない範囲で賛助出演及び協賛団体、後援団体等を加えることが出来る。



# マーチング用楽器貸出に関わる内規

## 1) 趣旨

マーチング活動の普及発展のために下記のマーチング用楽器（以下、楽器という。）を購入し、希望する学校に無償で貸し出すものとする。ただし、1校に貸し出す楽器の種類は、下記①～③の楽器の半数までとする。

マーチング用楽器の種類：①スーザフォン4台 ②マーチングスネアドラム2台 ③マーチングバスドラム4台（②③はホルダー含む）

## 2) 貸出対象

広島県中学校吹奏楽連盟及び広島県高等学校音楽連盟（以下、各連盟と総称する。）に所属する学校とする。

## 3) 貸出期間

原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、期間中に広島県吹奏楽連盟（以下、県吹連という。）からの返還請求があった場合には、直ちに返還しなければならない。

## 4) 貸出並びに返却方法

①借受を希望する学校（以下、借受希望校という。）は、所属長及び使用責任者から各連盟理事長へ楽器の借受を申し出る。（別紙様式1．申請書）

②各連盟理事長は、借受希望校の中から選考し、県吹連理事長へ推薦する。（別紙様式2．推薦書）

※選考基準は各連盟内で決定する。

③県吹連での承認方法

i 理事長、副理事長、事務局長並びに第2事業部長による審議により承認の可否を決定する。

ii 前記の審議結果は、理事会へ報告する。

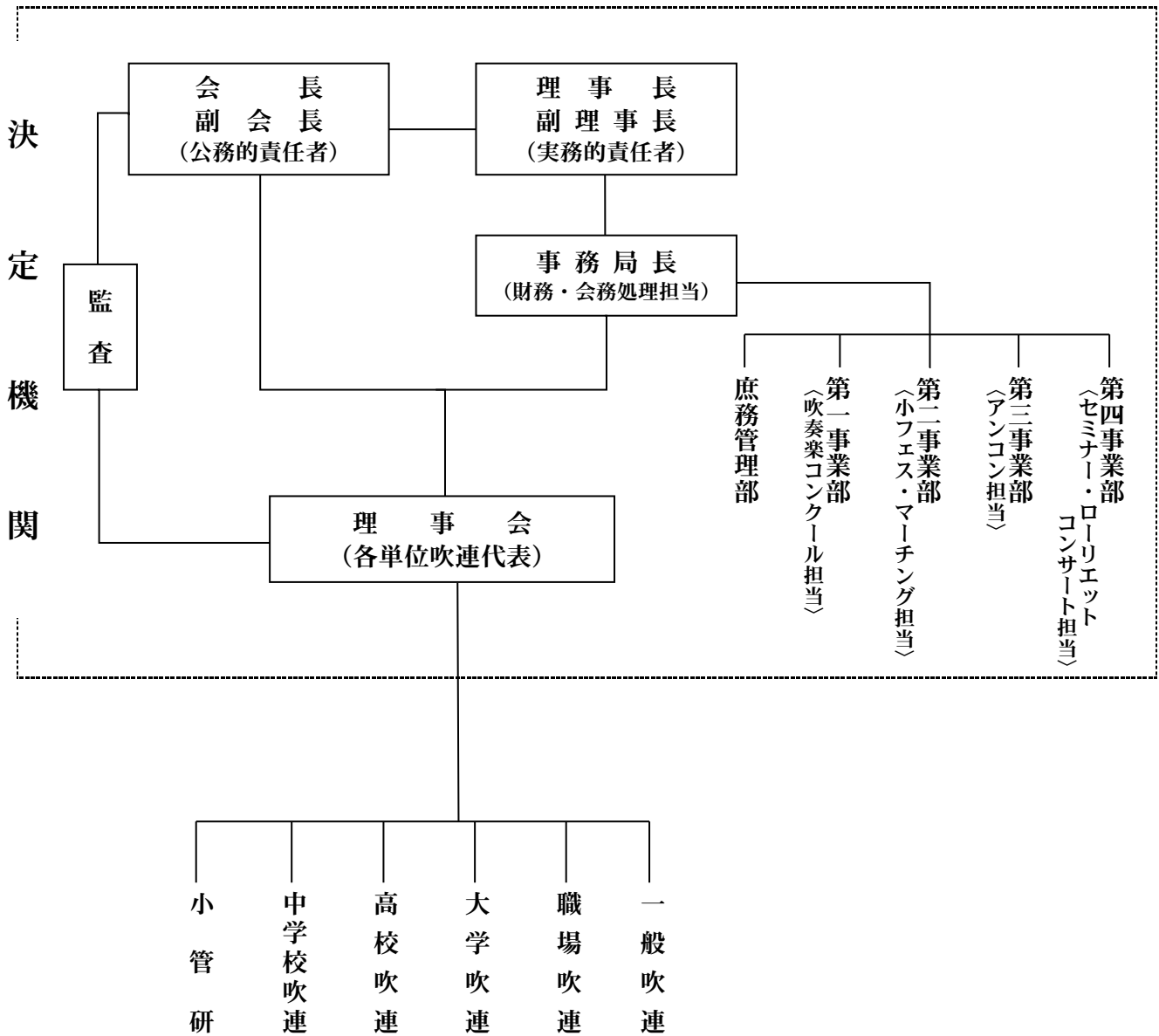
④県吹連理事長から各連盟理事長へ、審議結果を通知する。（別紙様式3．通知書）

⑤貸出先学校から県吹連理事長に対する借受に関する誓約書を提出する。（別紙様式4．借受誓約書）

⑥貸出先学校の使用責任者が、県吹連理事長の指定する楽器保管場所において、県吹連事務局長から楽器を受け取る。

⑦楽器の返却方法については、県吹連理事長の指定する楽器保管場所に、貸出先学校の使用責任者から県吹連事務局長へ楽器を返却するものとする。

# 広島県吹奏楽連盟組織図



[相談役] (理事長の諮問機関)

[理事会]

